

# 押さえておきたい 戸籍の基本と戸籍法改正

小沢・秋山法律事務所 弁護士

稲田 康男

## はじめに

金融機関の業務上、預金の相続等の場面において、戸籍を目的することは少なくないと思われる。しかし、戸籍は、現在戸籍・改製原戸籍・除籍という形態の違いのほか、編製の時期による様式の違いがある。また、戸籍は、戸籍法の定める特有のルールに従って記載されている。このような戸籍の種類や見方がわからないと、戸籍の内容の理解は必ずしも容易ではない。そこで、本稿では、戸籍の種類や見方について、金融機関の行職員が知っておくべき基本

的な内容を中心に解説する。

また、戸籍法については、戸籍に記載されている本人等はいずれの市区町村においても戸籍を一括して請求できるようになる（令和元年改正）、氏名の振り仮名が戸籍の記載事項に追加される（令和5年改正）というような重要な改正が予定されている。いずれも金融機関の実務に直接または間接的に影響することが考えられるため、その概要についても解説する。

## 一 戸籍の基本

### 1 現在の戸籍の基本

#### (1) はじめに

戸籍は、日本国民一人ひとりの身分関係を登録し、それを証明する仕組みであり、出生から死亡までの、主に親族的な身分の変動が記載される。そのような身分の変動としては、出生、死亡、婚姻、離婚、養子縁組、離縁、認知等が挙げられる。

戸籍は、婚姻・養子縁組等による新戸籍の編製、転籍（本籍の変更）、改製（法令に基づく戸籍の様式の変更）等によって新たに作成されるため、その度にその人に関する戸籍は増えていく。そのため、相続人を確定

するため、ある人の出生から死亡までの戸籍を確認する場合には、1つの戸籍のみでは足りないことが大半であり、その人が記載されたすべての戸籍を確認する必要がある。

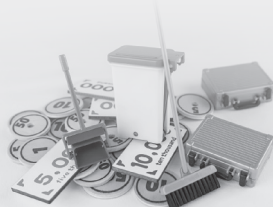
#### (2) 戸籍の編製の単位

戸籍は、原則として、1組の夫婦とその夫婦の子（同じ氏の子）ごとに編製される（戸籍法（以下、「法」という）6条）。ただし、婚姻していない女性が子を産んだ場合、祖父母の戸籍に孫は入れないため、その母子の新しい戸籍を編製することとなる（法17条）。また、子の出

# FATF勧告対応に係る外為取引等遵守基準および 新外為ガイドラインへの実務対応(上)

御堂筋法律事務所 東京事務所 弁護士

岡崎 頌央



令和4年12月9日、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(以下、「FATF勧告対応法」という)により改正された外国為替及び外国貿易法(以下、「改正外為法」という)が公布された。

改正外為法55条の9の2においては、「外国為替取引等取扱業者」が「外国為替取引等」を行うに当たり遵守すべき基準である「外国為替取引等取扱業者

遵守基準」を、財務大臣が策定すべき旨規定され、これに応じて、令和5年5月26日、「外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令」(以下、「基準省令」という)が公布された。

また、令和5年11月24日、基準省令が制定されたことを受け、「外国為替検査ガイドライン」(以下、「旧外為GL」という)を再整理し、外為法令等の遵守に関する考え方・解釈および検査指針を示す「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」(以下、「新外為GL」という)が制定され、「外国為替取

引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインQ&A」(以下、「新外為GLQ&A」という)とともに公表された。

基準省令、新外為GLは、改正外為法と一体となつて令和6年4月1日に施行・適用されるものであるところ、本稿では、これらの内容を概観し、必要となる実務対応について現時点で可能な範囲で解説をしたい。

## (1) 整備すべき態勢の全体像

基準省令の適用対象は、銀行等の預金取扱金融機関(以下、単に「銀行等」という)(注1)、資金移動業者、電子決済手段等取扱業者等(注2)、および両替業者である(注3)(これらの事業者を、以下「対象事業者」という)。

基準省令は全部で2箇条からなり、1条において対象事業者が整備すべき態勢の全体像を規定し、2条において対象事業者が策定すべき「手順書」に定めるべき内容を規定する。

1条の規定の内容は、概要図

## 1 基準省令の概要

### 一 概要

# 債権管理回収・現場の実務Q&A(下)

債権管理回収の現場で持ち上がるケースに対し、前号では金融法務に精通した講師（元銀行員）が解説しました。今号ではサービサーの顧問弁護士が実務的観点から解説を加えます。

みやこ債権回収株式会社 顧問弁護士

瀬戸 祐典

## 9 要注意先への仮差押

### 質問

甲銀行は、融資先（要注意先）であるA社の所有する不動産に、仮差押をしました。

甲銀行が仮差押をしたA社の所有する不動産には、第1順位の抵当権者がいますが、甲銀行としては、余剰見込みがあるとして、仮差押をしたという経緯です。当時A社はまだ期限の利益を喪失していませんでしたが、甲銀行としては、債権保全上の理由から請求喪失により期限の利益を喪失させて、その直後に仮差押をしました。その後、当該不動産について、第1順位の抵当権者が、担保不動産競売

の実行をしました（民事執行法180条1号）。

そうしたところ、甲銀行に対し、A社の代理人弁護士であるX弁護士から、債務整理の受任通知が送付されました。甲銀行が、X弁護士に架電したところ、A社の破産手続開始申立時期は予納金不足のため未定とのことですが、甲銀行としては、どうすべきでしょうか。

### 回答

甲銀行としては、債権回収の実務上、時間との勝負になります。A社が、破産手続開始決定を受けた場合、仮差押はその効力を失います（破産法42条）。

また、破産管財人による否認権の行使の可能性はありますが（同法160条以下）、甲銀行は、直ちにX弁護士と協議して、回収を急ぐべきです。

### 解説

#### 一 事案の経過

裁判所は、剰余のない不動産の仮差押を原則として認めません。この点、民事保全法13条2項が、「保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性は、疎明しなければならぬ」としていることや、民事執行法63条が無益執行禁止の原則を定めていることから明らかです。

事案では、仮差押の発令が裁判所によってなされていますから、A社の所有する不動産を競売しても、剰余がある（＝甲銀行

に優先する抵当権者に配当がなくても、一般債権者に配当がある状態）とのことでしょう。時系列としては、次のとおりです。

- ① 第1順位の抵当権の設定
- ② 甲銀行の仮差押の登記
- ③ 第1順位の抵当権者による不動産担保権実行の開始
- ④ 不動産担保権実行による差押の登記

#### 二 仮差押の配当要求の効力

仮差押債権者である甲銀行には、最終的にはA社に対して、貸金返還請求訴訟等を提起して（以下、「本案」という）勝訴する必要があると見られます。

強制執行が可能な確定判決等を「債務名義」といいます（民事執行法22条等）。

しかし、仮差押をした甲銀行



# 金融取引法研究会 Report<sup>35</sup>

みずほ銀行 法務部 弁護士  
土屋 太輝

## 経済安全保障推進法と金融機関への影響

### はじめに

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、国家・国民の安全を経済面から確保するための取組みとして、2022年5月11日、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下、「経済安保推進法」または「法」という)が成立し、2024年5月17日から制度運用が開始する。

同法は、金融業を営む一定範囲の者も適用対象としている。金融機関では複雑かつ多様なシステムを導入・利用しており、それらの多くはシステムベンダー等の専門の事業者が開発等を委託し、または調達しているため、同法が金融機関に与える影響は小さくない。そこで、本稿では、執筆時点(2023年12月

21日)における経済安保推進法の主な制度説明をするとともに、金融機関に実務上求められる対応等を検討する。なお、本稿のうち、意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、所属組織の見解を述べるものではない。

### 一 制定の経緯等

本稿執筆時点における経済安保推進法の制定前後の主な経緯等は、図表1のとおりである。

### 二 経済安保推進法の構成

経済安保推進法は、安全保障の確保に関する経済施策の総合的・効果的推進のための基本方針を策定するとともに、所要の制度を創設するものである。

具体的には、①基本指針の策定等、②重要物資の安定的な供

給の確保に関する制度、③基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度(以下、「本制度」という)、④先端的な重要技術の開発支援に関する制度、⑤特許出願の非公開に関する制度である。本稿では、金融機関に適用され得る③に焦点を当てる。

### 三 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度

#### 1 趣旨

本制度は、基幹インフラ役務の安定的提供の確保が安全保障上重要であるところ、当該インフラの重要設備は役務の安定的提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあることに鑑み、基幹インフラの重要設備がわが国の外部から行われる